

医師確保対策室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也
岩手県医療局長 田 村 均 次

岩 手 県 規 則
岩手県医療局管理規程 第1号

医師確保対策室規則の一部を改正する規則・規程

医師確保対策室規則（平成18年 岩 手 県 規 則 第1号）の一部を次のように改正する。
岩手県医療局管理規程

改正前	改正後
<p><u>医師確保対策室規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則・規程は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「組織規則」という。）及び岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号。以下「委任代決専決規則」という。）並びに医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）、医療局職員の職の設置に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第7号）及び医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号。以下「代決専決規程」という。）に定めるもののほか、<u>医師確保対策室</u>の設置並びに<u>医師確保対策室</u>における事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 岩手県における<u>医師確保</u>の業務を推進するため、組織規則に定める本庁の保健福祉部及び組織規程に定める本庁に、知事部局及び医療局が共管する組織として、<u>医師確保対策室</u>を置く。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 <u>医師確保対策室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医師確保対策</u>に関すること。</p> <p>(室長)</p> <p>第4条 <u>医師確保対策室</u>に室長を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(医師確保対策監)</u></p> <p>第5条 <u>医師確保対策室</u>に<u>医師確保対策監</u>を置く。</p> <p>2 <u>医師確保対策監</u>は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代</p>	<p><u>医師支援推進室規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則・規程は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「組織規則」という。）及び岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号。以下「委任代決専決規則」という。）並びに医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）、医療局職員の職の設置に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第7号）及び医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号。以下「代決専決規程」という。）に定めるもののほか、<u>医師支援推進室</u>の設置並びに<u>医師支援推進室</u>における事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 岩手県における<u>医師の支援及び確保に係る業務</u>を推進するため、組織規則に定める本庁の保健福祉部及び組織規程に定める本庁に、知事部局及び医療局が共管する組織として、<u>医師支援推進室</u>を置く。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 <u>医師支援推進室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医師の支援及び確保対策</u>に関すること（<u>他の室又は課の主管に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(室長)</p> <p>第4条 <u>医師支援推進室</u>に室長を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(医師支援推進監)</u></p> <p>第5条 <u>医師支援推進室</u>に<u>医師支援推進監</u>を置く。</p> <p>2 <u>医師支援推進監</u>は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代</p>

理する。

(主任主査)

第6条 医師確保対策室には、必要に応じて、主任主査を置くものとする。

2 [略]

(主査)

第7条 医師確保対策室に主査を置く。

2 [略]

(主任)

第8条 医師確保対策室には、必要に応じて、主任を置くものとする。

2 [略]

(副主幹及び技術副主幹)

第9条 医師確保対策室には、必要に応じて、副主幹又は技術副主幹を置くものとする。

2・3 [略]

(主事)

第10条 医師確保対策室には、必要に応じて、主事を置くものとする。

2 [略]

(代決)

第11条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
保健福祉部長	<u>室長</u>	<u>当該事務を担当する 医師確保対策監</u>
医療局長	<u>室長</u>	<u>当該事務を担当する 医師確保対策監</u>
医療局次長	室長	当該事務を担当する <u>医師確保対策監</u>
室長	当該事務を担当する <u>医師確保対策監</u>	
<u>医師確保対策監</u>	[略]	

(専決)

第12条 医師確保対策室の分掌事務について、室長及び医師確保対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

理する。

(主任主査)

第6条 医師支援推進室には、必要に応じて、主任主査を置くものとする。

2 [略]

(主査)

第7条 医師支援推進室に主査を置く。

2 [略]

(主任)

第8条 医師支援推進室には、必要に応じて、主任を置くものとする。

2 [略]

(副主幹及び技術副主幹)

第9条 医師支援推進室には、必要に応じて、副主幹又は技術副主幹を置くものとする。

2・3 [略]

(主事)

第10条 医師支援推進室には、必要に応じて、主事を置くものとする。

2 [略]

(代決)

第11条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
保健福祉部長	<u>副部長</u>	<u>室長</u>
医療局長	<u>医療局次長</u>	<u>室長</u>
医療局次長	室長	当該事務を担当する <u>医師支援推進監</u>
室長	当該事務を担当する <u>医師支援推進監</u>	
<u>医師支援推進監</u>	[略]	

(専決)

第12条 医師支援推進室の分掌事務について、室長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

<p>(1) <u>医師確保</u>の調整に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>医師確保対策監</u>の休暇その他のサービス及び職員のサービスに関すること。</p> <p>(4) <u>医師確保対策監</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) <u>医師確保対策監</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>医師確保対策監</u>の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。</p> <p>(11)～(14) [略]</p> <p><u>医師確保対策監</u>専決事項</p> <p>(1) <u>医師確保</u>に係る事務の実施に関すること。</p> <p>(2)～(30) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) <u>医師の支援及び確保のための調整</u>に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>医師支援推進監</u>の休暇その他のサービス及び職員のサービスに関すること。</p> <p>(4) <u>医師支援推進監</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) <u>医師支援推進監</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>医師支援推進監</u>の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること（知事の権限に属する事務に限る。）。</p> <p>(11)～(14) [略]</p> <p><u>医師支援推進監</u>専決事項</p> <p>(1) <u>医師の支援及び確保</u>に係る事務の実施に関すること。</p> <p>(2)～(30) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則・規程は、平成21年4月1日から施行する。